

令和 7 年度 長野市保健所運営協議会 次第

日 時 令和 7 年 7 月 31 日 (木)

午後 1 時 30 分～午後 3 時

場 所 長野市保健所 2 階会議室 A B

1 開 会

2 委員委嘱

3 あいさつ

4 自己紹介

5 会長選出

6 議 事

(1) 保健所業務説明

(2) 保健所の運営に関する質疑・意見交換

7 そ の 他

8 閉 会

9 犬舎、猫舎・動物愛護交流棟、環境衛生試験所の見学

令和7年度 長野市保健所運営協議会委員名簿

職 名	氏 名	選出区分	就 任 日
長野県立大学 教授	杉 山 英 子	学識経験者	令和7年4月1日
長野市医師会 会長	釜 田 秀 明	各種団体の代表者	令和7年4月1日
更級医師会 会長	鈴 木 貞 博	〃	令和7年6月11日
長野市歯科医師会 会長	堀 内 雅 彦	〃	令和7年5月22日
更級歯科医師会 会長	柳 沢 孝 彦	〃	令和7年4月1日
長野市薬剤師会 会長	小 澤 詳 治	〃	令和7年6月27日
長野県看護協会長野支部 書記補佐	富 井 直 美	〃	令和7年7月5日
長野市社会福祉協議会 会長	西 島 勉	〃	令和7年4月1日
長野県栄養士会 会長	馬 島 園 子	〃	令和7年4月1日
長野市食品衛生協会 会長	森 田 義 一	〃	令和7年4月1日
長野県調理師会長野市支部 支部長	鈴 木 隆	〃	令和7年4月1日
長野県獣医師会長野支部 支部長	平 沢 久 史	〃	令和7年4月1日
長野市食生活改善推進協議会 会長	江 村 洋 子	〃	令和7年4月1日
長野県精神保健福祉士協会 副会長	板 倉 重 彦	〃	令和7年4月1日
長野中央警察署 署長	掛 川 修 司	関係行政機関の職員	令和7年4月1日
長野市校長会 会長	小 林 克 浩	〃	令和7年4月1日

委嘱期間 就任日から令和9年3月31日（2年間）

令和7年度 長野市保健所運営協議会 座席表

令和7年7月31日（木）
午後1時30分～午後3時
長野市保健所2階会議室A B

会長・議長

出入口

出入口

[illegible]

長野市保健所運営協議会条例

平成10年12月28日長野市条例第52号

改正 平成13年 6 月29日条例第20号

平成19年 3 月29日条例第 2 号

(設置)

第1条 地域保健法（昭和22年法律第101号）の規定に基づき、地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、長野市保健所運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

(書記)

第6条 協議会に書記若干人を置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 書記は、会長の命を受けて協議会の所掌事務に従事する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(長野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 長野市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第24号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成13年6月29日条例第20号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月29日条例第2号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。（後略）